

令和7年11月10日  
九州地方整備局

◎工事関係者事故を発生させた下記業者について、2週間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：九宝工業株式会社  
業 者 の 住 所：福岡県福岡市博多区下呉服町9-26
2. 指名停止措置期間：令和7年11月10日 ～ 令和7年11月23日  
(2週間)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要  
九宝工業株式会社は、福岡市内における民間発注工事において、令和5年6月15日に土ならし作業中の法面崩壊により、労働者が埋もれ、死亡する事故を発生させた。  
このことにより、同社は福岡簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金20万円、同社取締役は同法違反及び業務上過失致死の罪により罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定した。
5. 指名停止措置理由  
令和5年6月15日、福岡市内における民間発注工事において、土ならし作業中の法面崩壊により、工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第1第8号（下記参照）に該当する。  
従って、本件については、指名停止2週間を適用する。

<措置要領別表第1>

| 措 置 要 件                                                                                                     | 期 間                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 8 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)<br>一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から<br>2週間以上2ヵ月以内 |

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）  
代表：092-471-6331  
総務部契約課長 本松 泰典（内線 2511）  
（契約課直通：Tel 092-476-3509）  
港湾空港関係  
総務部契約管理官 久永 陽一（内線 290）  
（経理調達課直通：Tel 092-418-3345）